「施工者希望型週休2日工事」における経費の補正

長野県建設部における「施工者希望型週休2日工事」に係る経費の補正を、以下のとおり改定する。

1 補正係数

	平成 30 年	
	4月1日以降の入札公告	10月1日以降の入札公告
労務費	_	1. 05
機械経費(賃料)	_	1. 04
共通仮設費率	1. 04	1. 04
現場管理費率	1. 05	1. 05

当該実施要領に基づく週休2日を実施したと認めた場合に、上記の補正係数を、 労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率及び現場管理費率に対して乗じるもの とする(別紙参照)。

ただし、建築工事については対象外とする。

2 適用年月日

平成30年10月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

経費の補正に関する補足説明

1 労務費補正の計算例

【普通作業員 18,500 円の場合】

18,500 円×1.05 = 19,425 円 (整数止め)

2 機械経費(料)補正の計算例

【バックホウ賃料 4,970円の場合】

4,970 円×1.04 = 5,168 円 (整数止め)

オペレーターを含む賃料の場合も同様に算定するものとする。

3 共通仮設費率の補正の計算例

【共通仮設費率 12.78%、地域補正 1.3 の場合】

12.78%×1.3 =16.61% (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

16.61%×1.04 =17.27% (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

4 現場管理費率の補正の計算例

【現場管理費率 32.73%、地域補正 1.1、冬期補正値 0.23 の場合】

32.73%×1.1 =36.00% (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

36.00% + 0.23 = 36.23%

36.23%×1.05 = 38.04% (小数点以下第3位を四捨五入して2位止め)

- 5 その他
 - (1) 当初設計では、本補正は行わない。
 - (2) 市場単価及び土木工事標準単価における労務費及び機械経費(賃料)ついては補正しないものとする。
 - (3) 工場制作工における労務費の補正は行わない。